

## 第 10 号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成  
27年中野区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10  
号」に改める。

別表第2の1の項中「同表16の項」を「同表10の項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。